

ハーグ協定指定手数料一覧表

2024年2月現在

	国名	国コード	変更情報	標準指定手数料の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
1	アルバニア	AL	-	1	-	-	-	-
2	アルメニア	AM	2019.12.13~	2	-	-	-	-
3	アゼルバイジャン	AZ	-	1	-	-	-	-
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA	-	1	-	-	-	-
5	ブルガリア	BG	-	2	-	-	-	-
6	ベナン	BJ	-	1	-	-	-	-
7	ブルネイ	BN	-	3	-	-	-	-
8	ブラジル	BR	-	2	-	-	-	-
9	ボツワナ	BW	-	1	-	-	-	-
10	ベネルクス知的財産庁 (BOIP) (ベルギー、ルクセンブルク、 オランダ)	BX	-	1	-	-	-	-
11	ベラルーシ	BY	2021.7.19~	2	-	-	-	-
12	ベリーズ	BZ	-	1	-	-	-	-
13	カナダ	CA	2023.01.01~	-	意匠ごとに	316	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目以降)意匠ごとに	276 0
		CA	2024.01.01~	-	意匠ごとに	370	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目以降)意匠ごとに	324 0
14	スイス	CH	-	2	-	-	-	-
15	コートジボワール	CI	-	1	-	-	-	-
16	中国	CN	2022.05.05~	-	出願ごとに	603	(更新1回目) (更新2回目)	1,117 2,205
		CN	2023.10.01~	-	出願ごとに	497	(更新1回目) (更新2回目)	922 1,820
17	ドイツ	DE	-	2	-	-	-	-
18	デンマーク	DK	-	2	-	-	-	-
19	エストニア	EE	-	2	-	-	-	-
20	エジプト	EG	-	1	-	-	-	-
21	欧州連合	EM	-	-	意匠ごとに	67	意匠ごとに	34
		EM	2024.1.1~	-	意匠ごとに	59	意匠ごとに	30
22	スペイン	ES	2018.1.26~	1	-	-	-	-
23	フィンランド	FI	-	3	-	-	-	-
24	フランス	FR	-	1	-	-	-	-
25	ガボン	GA	-	1	-	-	-	-
26	英国	GB	2018.6.13~	1	-	-	-	-
27	ジョージア	GE	-	3	-	-	-	-
28	ガーナ	GH	-	3	-	-	-	-
29	ギリシャ	GR	-	1	-	-	-	-
30	クロアチア	HR	-	2	-	-	-	-
31	ハンガリー	HU	2023.1.1~	-	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	47 11	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	47 11
		HU	2024.4.1~	2	-	-	-	-
32	イスラエル	IL	2023.12.1~	-	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)※4	102 61	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	128 153 179 204
		IL	2024.3.7~	-	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)※4	106 63	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	132 158 185 211

	国名	国コード	変更情報	標準指定手数料の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新 金額 (スイスフラン)	
33	アイスランド	IS	—	3	—	—	—	
34	イタリア	IT	—	1	—	—	—	
35	ジャマイカ	JM	2022.2.10～	3	—	—	—	
36	日本	JP	2022.12.1～	—	意匠ごとに	507	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	574 574 574 574
		JP	2024.3.1～	—	意匠ごとに	436	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	493 493 493 493
37	キルギス	KG	—	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	129 64	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	64 6
38	カンボジア	KH	—	2	—	—	—	
39	北朝鮮(注)	KP	—	3	—	—	—	
40	韓国 ※1	KR	2020.12.1～	3	意匠ごとに	184	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに	296 699 806
		KR	2023.12.1～	3	意匠ごとに	162	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに	260 615 710
41	リヒテンシュタイン	LI	—	1	—	—	—	
42	リトアニア	LT	—	3	—	—	—	
43	ラトビア	LV	—	2	—	—	—	
44	モロッコ	MA	—	2	—	—	—	
45	モナコ	MC	—	1	—	—	—	
46	モルドバ	MD	—	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	73 7	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	105 10
47	モンテネグロ	ME	—	1	—	—	—	
48	北マケドニア	MK	—	1	—	—	—	
49	マリ	ML	—	1	—	—	—	
50	モンゴル	MN	—	1	—	—	—	
51	モーリシャス	MU	—	2	—	—	—	
52	メキシコ	MX	2020.9.1～	—	【国際出願時】※5 1意匠目 減額後の額(意匠ごとに) 2意匠目以降、意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)	98 49 3 1	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)	290 145
					【保護付与時】 (通常) (減額)	283 141		
53	ナミビア	NA	2023.4.13～	3	—	—	—	
54	ニジェール	NE	—	1	—	—	—	
55	ノルウェー	NO	—	2	—	—	—	
56	アフリカ知的所有権機関 (OAPI)	OA	—	—	1意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	83 124	意匠ごとに	190
		OA	2024.1.1～	—	1意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	73 110	意匠ごとに	168
57	オマーン	OM	—	1	—	—	—	
58	ポーランド	PL	—	2	—	—	—	
59	ルーマニア	RO	—	3	—	—	—	
60	セルビア	RS	—	3	—	—	—	

	国名	国コード	変更情報	標準指定手数料の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
61	ロシア	RU	2021.01.01～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	138 29	(更新1回目) (更新2回目) (更新3回目) (更新4回目)	219 538 800 1,392
		RU	2024.01.01～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	107 22	(更新1回目) (更新2回目) (更新3回目) (更新4回目)	170 417 620 1,079
62	ルワンダ	RW	—	1	—	—	—	—
63	シンガポール	SG	—	1	—	—	—	—
64	スロベニア	SI	—	1	—	—	—	—
65	サンマリノ	SM	—	1	—	—	—	—
66	セネガル	SN	—	1	—	—	—	—
67	スリナム	SR	—	1	—	—	—	—
68	サントメ・プリンシペ	ST	—	1	—	—	—	—
69	シリア	SY	—	3	—	—	—	—
70	タジキスタン	TJ	—	3	—	—	—	—
71	トルクメニスタン	TM	2020.12.11～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	589 36	(更新1回目) (更新2回目)	1,019 1,586
72	チュニジア	TN	—	2	—	—	—	—
73	トルコ	TR	—	1	—	—	—	—
74	ウクライナ	UA	—	2	—	—	—	—
75	米国	US	2023.5.1～	—	【国際出願時】 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体) 【保護付与時】 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体) * 国際登録日が2018年1月16日 から2020年10月1日迄の場合 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体) * 国際登録日が2020年10月2日 から2023年4月30日迄の場合 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体)	941 377 188 683 273 137 662 331 166 718 359 179	※2	不要 ※3
76	ベトナム	VN	2019.12.30～	3	—	—	—	—
77	サモア	WS	2020.01.02～	1	—	—	—	—

注：日本は北朝鮮を国として認めていない。

※1 韓国は、ロカルノ分類の第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料を、その他の類に属する意匠には個別指定手数料を適用する。

※2 米国は、国際出願時と保護付与時の二段階納付制度を採用。保護付与時には、保護期間(15年)分の全額納付が必要。

※3 国際事務局に支払う基本手数料は別途必要。

※4 イスraelは、優先権主張を行わない国際出願であって、以下のいずれかの要件を満たす場合については個別指定手数料を減額する。

- ・出願人が自然人であること。
- ・出願人が小規模事業体であり、年間収益がイスraelの意匠規則で設定している額を超えないこと。
- ・出願人がイスraelの法により認められている高等教育機関であること。

※5 メキシコは、国際出願時と保護付与時の二段階納付制度を採用。また、出願人または名義人が以下の場合は国際出願または国際更新の場合に減額する。

- ・創作者が自然人であること
- ・小規模事業体であること
- ・公/私的高等教育機関 もしくは
- ・公的科学/技術調査機関

なお、為替変動等により個別指定手数料の金額が変更される場合がありますので、最新情報はWIPOウェブサイトをご確認ください。

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>